

## 令和 7（2025）年度とちぎっ子学習状況調査及び令和 7 年度全国学力・学習状況調査に関する学校への取材について

学校への取材に当たっては、個人のプライバシーへの配慮等について、各学校の事情を勘案しつつ、下記のことについて御留意の上、適切に対応いただくようお願いします。

### 記

## 令和 7（2025）年度とちぎっ子学習状況調査

### 1 取材時間について

- ・ カメラ撮りの開始・終了は次のとおりとすること。

#### 【教科に関する調査】

※ 実施日：4月17日（木）

撮影開始	問題用紙の配付が始まった時点
撮影終了	問題用紙の表紙に記載された「注意」についての説明が終わったところ

（5分程度）

#### 【児童生徒質問調査（オンラインで実施）】

※ 実施期間：4月18日（金）～5月1日（木）

撮影開始	児童生徒の端末画面において、最初の回答画面が表示された時点
撮影終了	児童生徒が、冒頭の数問を回答するまで ※ 児童生徒の回答内容が写らないよう十分に留意すること。

（回答1ページ目など、冒頭の2分程度）

### 2 解禁時間について

- ・ 問題用紙（表紙以外）を撮影するなど、調査問題の内容が分かるような報道を解禁時間前に行わないこと。

**解禁時間** テレビ、ラジオ、インターネット：4月17日（木）17時  
新聞：4月18日（金）朝刊

### 3 プライバシーへの配慮について

- ・ 個人のプライバシーが尊重されるように配慮し、児童生徒を特定できるような撮影・報道は行わないこと。
- ・ 調査実施への影響を考慮し、調査実施中に児童生徒及び学校関係者等に対するインタビュー等の取材は行わないこと。

## 令和7年度全国学力・学習状況調査

### 報道関係者に対する主な注意事項

#### 1. 取材に当たって注意いただきたいこと

- ・カメラ撮りの開始・終了は次のとおりとすること。

##### ○児童生徒質問調査（オンライン方式）

取材開始	児童生徒の端末画面において、質問調査の最初の画面が表示された時点
取材終了	児童生徒が冒頭の数問を回答するまで

##### ○中学校操作練習（オンライン方式）

取材開始	生徒の端末画面において、操作練習の最初の画面（黄）が表示された時点
取材終了	生徒の端末画面において、操作練習の終了画面（赤）表示されたところ

（注）生徒質問調査が終了した生徒から順次取り組む。学校の担当者等の指示に従って撮影すること。

##### ○中学校理科（オンライン方式）

取材開始	生徒の端末画面において、理科教科調査の最初の画面が表示された時点
取材終了	先生の「解答を始めてください」の指示があるまで

##### ○中学校理科以外の教科調査（冊子による筆記方式）

取材開始	問題用紙の配布が始まった時点
取材終了	問題用紙の表紙に記載された「注意」についての説明が終わったところ

- ・4月16日（水）以前に取材を行う場合も、調査問題及び質問項目の解禁時間は下記のとおりであること（調査が実施された事実については、取材直後から報道可能。）。
- ・調査実施への影響を考慮し、調査実施中に児童生徒及び学校関係者等に対するインタビュー等の取材は行わないこと。
- ・問題用紙（表紙以外）、端末の解答（回答）画面（開始画面以外）を撮影・放映するなど、調査問題の内容が分かるような報道を解禁時間前に行わないこと。
- ・個人のプライバシーが尊重されるように配慮し、児童生徒を特定できるような撮影・報道は行わないこと。

- ・ 撮影可能なものの例、撮影不可なものの例は、次のとおりであること。

撮影可能なものの例	撮影不可なものの例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 問題用紙の表紙</li> <li>・ 端末の開始画面（URL、答案番号等は不可）</li> <li>・ 端末の操作練習画面</li> <li>・ 未記入の解答用紙（組、出席番号等を含むものは不可）</li> <li>・ 教員（大きく映っていて個人が容易に特定できるようなものは不可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 問題用紙（表紙以外）</li> <li>・ 端末の解答（回答）画面（開始画面、操作練習画面以外）</li> <li>・ （小学校）答案番号シール票 （中学校）ログイン票</li> <li>・ 組、出席番号等が記入された解答用紙</li> <li>・ 児童生徒の顔</li> <li>・ 児童生徒の氏名が記載された資料や持ち物、特徴的な所有物等</li> </ul>

## 2. 調査問題及び質問項目の解禁時間

テレビ、ラジオ、インターネット：4月17日（木）17:00

新聞：4月18日（金）朝刊

※ただし、調査を実施した事実のみであれば、取材直後から報道可能。